

## 豊能町中学校夜間学級就学援助費支給事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、豊能町中学校夜間学級就学援助費支給要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、豊能町中学校夜間学級就学援助費の支給について必要な事項を定めることにより、適正な事務執行に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

### (受給の資格)

第3条 要綱第3条第1項第2号に規定する前年中の世帯全員（世帯分離者も含む。）の合計の所得とは、生徒本人及び当該生徒と生計を一にする扶養義務者全員の所得を合計したものとする。

2 前項に規定する生計を一にするとは、次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 同居していること。ただし、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除く。

(2) 税法上の扶養親族であること。

(3) 健康保険被扶養者であること。

3 第1項の扶養義務者とは、民法877条に定める者とする。

4 要綱第3条第1項第2号に規定する別に定める所得を超えない者とは、第1項に定める所得が、当該世帯の生活保護法による需要額に1.3を乗じた額（以下「制限所得額」という。）以下の者とする。

ただし、所得の計算は以下の通りとする。

(1) 給与所得及び公的年金等所得の合計が10万円以上の者は、合計所得額から10万円を差引いた金額で算定する。

(2) 給与所得及び公的年金等所得の合計が10万円未満の者は、合計所得額から両所得の合計金額を差し引いた金額で算定する。

5 前項の規定にかかわらず、下記に該当する者は制限所得額に下記の表に定める金額を加算する。

表

加算対象親族等	加算額（一人あたり）	備考
同居特別障害者	750,000 円	
同居特別障害者以外の特別障害者	400,000 円	
一般の障害者、寡婦、または勤労学生	左の一に該当するとき 各 270,000 円	寡婦の場合は、合計所得金額が 500 万円以下
ひとり親	350,000 円	生計を一にする子があり、合計所得金額が 500 万円以下
同居老親等	200,000 円	70 歳以上
特定扶養親族	250,000 円	19 歳以上 23 歳未満
老人控除対象配偶者または同居老親等を除く老人扶養親族	100,000 円	70 歳以上

附則

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。